

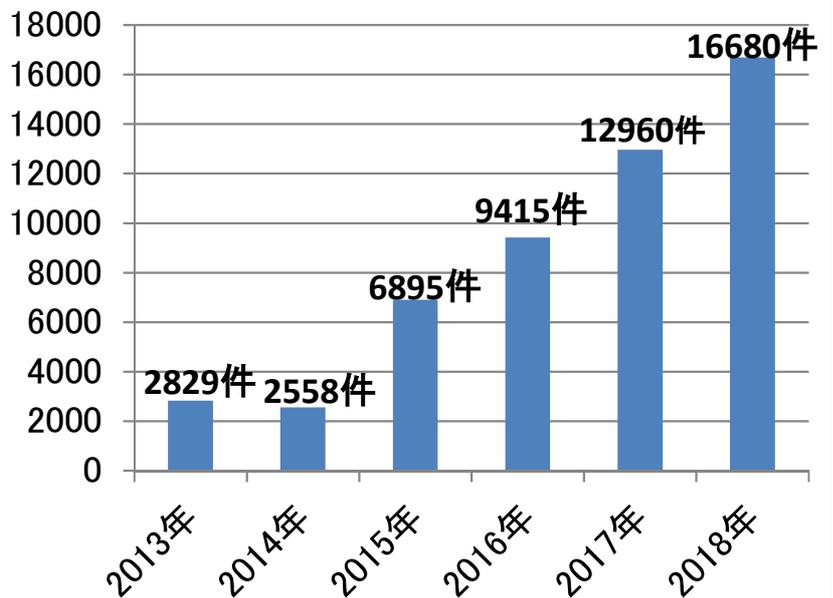
いじめのないまちづくりをめざして！

平成25年に成立した「いじめ防止対策推進法」では、「いじめとは、児童等に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（一部省略）」と定義されました。いじめられている人が「いじめ」と感じたらいじめになります。けんかやふざけあいであっても、見えないところでいじめが発生していることもあるため、いじめにつながらないように見守っていくことになりました。（「いじめ防止等のための基本的な方針」平成29年3月改定）。たたかれたり、蹴られたりするような体に暴力を受けなくても、相手が苦しんだり、悲しんだりする行為についても「いじめ」になります。このような「いじめ」が起こらないように、みんなで見守っていきましょう。

小さいいじめの芽でも大きないじめにならないように未然防止、早期発見を心がけていきます。

兵庫県の公立の小・中・高校・特別支援学校は全部で1631校ありますが、いじめを学校が認知した件数が1万6680件とはすごい数ですね。認知件数が増えていますが、先生方が、「いじめ」になりそうなことを早く発見して「大きないじめ」にならないように対応しています。

兵庫県公立学校のいじめ認知件数



三木市子どもいじめ防止センター
電話: 0794-82-8110

相談日 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
ijime_boshicenter@city.miki.lg.jp

三木市福井 1933-12 三木市立教育センター3階
祝日・12/28～1/4はお休みです



「べんごし弁護士によるいじめ防止出前授業」 ぼうしでまえじゅぎょう実施中！

みきしこ三木市子どもいじめ防止センターでは、へいせい平成26年度から、ほうりつ法律の
せんもんか専門家であるべんごし弁護士に、しやかい市内の中学校でいじめ防止のための授業
をしていただいています。

いじめ問題もんたいは大きな人権問題じんけんもんたいでもあります。
いじめのない社会しやかいの実現じつげんをめざす取り組みとくの一環いつかんとして三木市みきしの
中学校ちゅうがっこうにも来てくださっています。



☆べんごし弁護士ならではのはなしお話を紹介しょうかいします

【まめちしき豆知識】べんごし弁護士バッジ

まわ周りはひまわり
すべての人ひとに光ひかりが当たるように
真まん中はてんびん
正義せいぎと平等びやうどうを表あらわしています



◎いじめは犯罪はんざいになることもある

- ・ひと人の物ものを盗とる⇒せつとうざい窃盗罪
- ・もの物をこわす⇒きぶつはそんざい器物破損罪
- ・ひと人の嫌いやがることを無理むりにさせる⇒きょうようざい強要罪
- ・ひと人に怪我けがをさせる⇒ぼうこうざい暴行罪・しょうがいざい傷害罪
- ・ひと人をおちよくる・ばかにする⇒めいよきそんざい名誉棄損罪・ぶじょくざい侮辱罪
- ・かんしゅう観衆(はやし立てる人)・た傍観者(みてるだけの人)も罪つみになる

ことがある

◎物ものをこわしたら弁償べんしょう、けがをさせてしまったり、心こころを傷きずつけ病気びょうきにさせて
しまったら治療費ちりょうひを払はらわなければならない。慰謝料いしやりょうも請求せいきゅうされることになる。

◎平成23年へいせいに起おこった大津いじめ事件おおつ（当時じけん中学2年生とうじちゅうがく）

今年2月ことしに加害者かがいしや2人がに対して、損害賠償そんがいばいしょうの判決はんけつが下くだりました。

加害者かがいしや2人がに3700万円まんえんの賠償ばいしょうが命めいじられました。加害者かがいしやが
未成年みせいねんであれば、親おやが支払しはらわなくてはなりません。



弁護士による授業を受けた生徒達の感想

• いじめの基準は、とにかく、された側が「心身の苦痛」を感じている事。苦手な人がいてもその人のいいところを見つけ、仲間だと認めることが大切だと思います。

• いじめに対して「これくらいならいいや」や「遊びだから大丈夫」という軽い気持ちで誰かをいじめてしまうとそれが法律違反になるのだということが当たり前だとよく分かりました。

• いじめをすると謝れば済むだけではない事を知りました。例えばものをこわすとお金を払わなければならない事です。だから日常生活からいじめをしないように意識して生活したいです。



• いじめは悪口や無視をおこなっただけでいじめになってしまい、その他にも犯罪や少年事件となつて、重い罪になってしまふ。本当にいじめをしてはいけないと決心する心が強くなりました。

• 賠償金が科されるのは家族の暮らしを崩されるのと同じです。いじめというものの重みを改めて分かりました。

生徒たちに「いじめについて考え方が変わりましたか」とアンケートをとると、約8割の生徒が「変わった」と答えています。新しい気づきをし、傍観者（見てるだけの人）から仲裁者（いじめを止める人）になろうと思う人たちが多くいました。

しょう ちゅうがくせい

小・中学生のみなさんへ

いじめを見聞きする可能性が高いのは、みなさんです。自分がいじめで悩んでいる時はもちろんですが、いじめを見たり聞いたりした時も「子どもいじめ防止センター」へ連絡してください。いじめを止めるのはなかなか勇気のいることです。しかし、誰かに伝えるだけで、友達が助けられます。秘密は絶対に守ります。

地域の皆様にお願ひ

いじめは、目立たない所で行われることがあります。

下校時や公園などで、子どもたちの様子がおかしいと思われた時は、「何か困っていることはない？」などの声掛けをお願いします。暴力行為だけではなく、いつも同じ子が文句を言われているとか、何かをさせられているとかもいじめの可能性もあります。



いじめはエスカレートしていくことが多いので、些細なことでも、気になる時は学校や子どもいじめ防止センターに連絡してください。子どもいじめ防止センターは、学校と連携して見守りをしていきたいと思ひます。

いじめの早期発見・未然防止はとても大切です。

 **三木市子どもいじめ防止センター**
電話: **0794-82-8110**

あたら 新しく QR コードを作りました。

【子どもいじめ防止センター】の電話・面接相談は、

月曜日～金曜日の午前9時から午後5時までです。

右のQRコードを活用すれば、メールやSNSでも相談できます。

QRコード読み取り機能のない携帯やパソコンからは、次のメールアドレスでお願ひします。



ijime_boshicenter@city.miki.lg.jp